

証券コード 4258
(発信日) 2026年3月11日
(電子提供措置の開始日) 2026年3月4日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号
株 式 会 社 網 屋
代表取締役社長 石 田 晃 太

第30回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第30回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は電子提供措置をとっており、会社法第325条の3の規定により、電子提供措置事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.amiya.co.jp/ir/stock/meeting/>



電子提供措置事項は、インターネット上の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）にアクセスしていただき、「銘柄名（会社名）」に「網屋」又は「コード」に当社証券コード「4258」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄に掲載されている情報を閲覧くださいますようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、いずれかの方法での議決権の行使をお願い申し上げます。各議案の内容は、当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイト上の「第30回定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類に記載のとおりでございますので、同書類をご検討のうえ、2026年3月25日(水曜日)午後6時まで議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月26日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都中央区日本橋浜町3-22-1 日本橋浜町Fタワープラザ3階
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第30期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第30期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
4. 議決権の行使についてのご案内
 - (1) インターネットによる議決権行使の場合
インターネットにより議決権を行使される場合には、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2026年3月25日（水曜日）午後6時までに行使してください。
 - (2) 書面（郵送）による議決権行使の場合
議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年3月25日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。議案に対する賛否が表示されていない場合には、会社提案につき賛成としてお取扱いいたします。
 - (3) 複数回議決権を行使された場合
インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記のインターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトにもその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

(書面交付請求された株主様へご送付している書面について)

- ・電子提供措置事項記載書面に記載すべき事項のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款の規定に基づき、上記のインターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をされた株主様に交付する書面には記載していません。

なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

事業報告の一部の項目

1. 企業集団の現況
 - (2) 財産及び損益の状況
 - (5) 主要な事業内容
 - (6) 主要な営業所
 - (7) 従業員の状況
 - (8) 主要な借入先
 - (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項
2. 株式の状況
 - (4) 大株主（上位10名）
 - (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
3. 新株予約権等の状況
4. 会社役員の状況
 - (5) 社外役員に関する事項
5. 会計監査人の状況
6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概況
7. 会社の支配に関する基本方針

連結計算書類の一部の項目

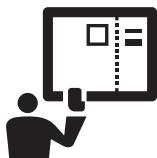
連結株主資本等変動計算書

連結注記表

計算書類の一部の項目

株主資本等変動計算書

個別注記表



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年3月26日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年3月25日（水曜日）
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年3月25日（水曜日）
午後6時入力完了分まで

- ◎書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。
- ◎インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

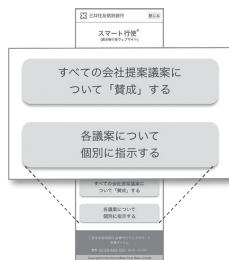
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

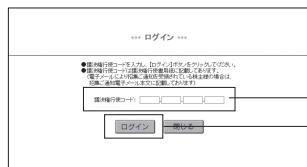
議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

事業報告

(2025年1月1日から)
(2025年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度においては、大手飲料メーカーや大手通販企業に対するランサムウェア攻撃が相次いで発生しました。これらの攻撃により、受注・出荷システムや物流関連機能が停止するなどのシステム障害が生じ、全国の小売店、飲食店における商品並びに企業の備品等の調達に大きな混乱が発生しました。

また、膨大な個人情報流出のリスクが現実のものとなり、企業の信用にも深刻な影響を及ぼしました。これらの事象を通じて、サイバー攻撃が及ぼす影響は単一の企業にとどまらず、サプライチェーン全体、ひいては業界や社会全体へ波及するものであることが改めて浮き彫りになりました。

このような事業環境の変化を背景に、当社のランサムウェア対策製品及びサービスに対する需要は堅調に推移し、当連結会計年度の売上高は前期比24.5%増の5,936,430千円、営業利益は前期比99.8%増の1,051,604千円、経常利益は前期比93.6%増の1,048,861千円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比95.3%増の751,735千円となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

データセキュリティ事業

当連結会計年度におけるデータセキュリティ事業は、前連結会計年度に引き続き「ALogシリーズ」が、ランサムウェア対策製品として、またサイバーセキュリティガイドライン対応製品として、製造業及び情報通信業を中心に堅調に売上を伸ばしました。

この結果、当連結会計年度における売上高は前期比29.5%増の2,480,738千円、セグメント利益は前期比44.5%増の1,023,511千円となりました。

ネットワークセキュリティ事業

当連結会計年度におけるネットワークセキュリティ事業では、ランサムウェア対策やフィッシング対策としてネットワークセキュリティサービス「Network All Cloudシリーズ」のサブスクリプション売上が堅調に推移したほか、低い利益率が課題であったネットワークインテグレーションにおいても、高利益帯の製品物販や役務案件の増加が利益率改善に寄与しました。

この結果、当連結会計年度における売上高は前期比21.2%増の3,455,691千円、セグメント利益は前期比51.1%増の1,007,783千円となりました。

事業別売上高

事業区分	第30期 (2025年12月期) (当連結会計年度)	
	金額	構成比
データセキュリティ事業	2,480百万円	41.8%
ネットワークセキュリティ事業	3,455	58.2
合計	5,936	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資総額は、42,076千円であります。その主な内容は、社員増員に伴うレイアウト変更及び事務所の新設に伴う設備投資額21,458千円等であります。当社グループはデータセキュリティ事業とネットワークセキュリティ事業の2つの事業を展開しておりますが、取締役会が経営の意思決定上、当該情報をセグメントに配分していないことからセグメント別に記載しておりません。

なお重要な設備の除却又は売却等はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、資金調達は行っておりません。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分状況

当社は、2025年6月30日付で、株式会社ASネットワークセキュリティの株式を取得し、同社を当社の連結子会社といたしました。

(2) **財産及び損益の状況** につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載しております「第30回定時株主総会招集ご通知（電子提供措置事項のうち書面交付請求に基づく交付書面に記載しない事項）」をご確認ください。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 人材採用と育成

当社グループは、事業規模の拡大に伴う業務量の増加に伴い、優秀な人材を確保・育成することが重要な経営課題であると認識しております。しかしながら、サイバーセキュリティエンジニア、セキュリティコンサルタント及びセキュリティシステムの開発者やネットワークエンジニア及び新規事業の企画者等については、サイバーセキュリティ案件及び人材ニーズの増加はもちろん、技術革新のスピードが著しく、また、人材市場にAI等新技術の経験者の絶対数も少ないことから、即戦力の人材の確保は容易ではないと認識しております。当社では学生インターンや長期アルバイトからの正社員採用、大学や高等専門学校との共同研究による人材交流で、積極的にIT技術者を採用していく方針であります。また、グループ会社全体で、サイバーセキュリティ対策のための知識、AIスキルやプログラム開発の教育の受講及び関連資格取得を促進して高い技術力を獲得させ、そのうえで透明性・公平性を担保する人事評価制度によって従業員のモチベーションを高める施策を取ってまいります。

② 研究開発

日々進化する技術や製品展開の発展のために、積極的に研究開発活動に取り組んでおり、本社における開発部門と札幌市に拠点を置く「さっぽろ研究所」において研究開発を行っております。また、国立大学法人北海道大学、長崎県立大学、独立行政法人国立高等専門学校機構富山高専等と連携し、AIやセキュリティデータ分析、インテリジェントデータ収集などの先端技術の共同研究も進めております。各拠点における成果を当社の新サービスとして成長させるべく、研究開発に取り組んでまいります。

③ 内部管理体制の強化

当社グループの継続的な発展のために業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。グループ規程の適用、情報共有の仕組みの確立、レポート様式の共通化などの取り組みを通じ、経営の公正性及び透明性確保のためにコーポレート・ガバナンス体制及び内部管理体制の強化を進めております。

④ 情報管理体制の更なる強化

当社は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）（注1）の国際規格であるISO/IEC 27001:2022（注2）及びISO/IEC 27017:2015（注3）の認証を取得しております。情報セキュリティの管理・運営に関して継続的に充実を図り、お客様に高品質の製品・サービスを安全に、安定的に提供していくことが重要だと考えております。また、内部環境においても情報セキュリティに対して管理体制の強化を進めております。

[用語解説]

注1 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)

個々の問題毎の技術対策の他に、組織のマネジメントとして、自らのリスクアセスメントにより必要なセキュリティレベルを決め、プランを持ち、資源を配分して、システムを運用すること。

注2 ISO/IEC 27001:2022

情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)を構築することを目的に、その構築に必要な要求事項や管理策などを記載した国際規格。

注3 ISO/IEC 27017:2015

マネジメントシステム規格であるISO/IEC 27001をベースにクラウドサービス固有の情報管理策及び実施の手引きを追加するガイドライン規格。

このほか、以下の項目につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載しております「第30回定時株主総会招集ご通知（電子提供措置事項のうち書面交付請求に基づく交付書面に記載しない事項）」をご確認ください。

- (5) 主要な事業内容
- (6) 主要な営業所
- (7) 従業員の状況
- (8) 主要な借入先
- (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

2. 株式の状況（2025年12月31日現在）

- | | |
|--------------|------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 16,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 8,830,400株（自己株式 316,596株を含む） |
| (3) 株主数 | 4,852名 |

このほか、以下の項目につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載しております「第30回定時株主総会招集ご通知（電子提供措置事項のうち書面交付請求に基づく交付書面に記載しない事項）」をご確認ください。

(4) 大株主（上位10名）

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

3. 新株予約権等の状況

新株予約権等の状況につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載しております「第30回定時株主総会招集ご通知（電子提供措置事項のうち書面交付請求に基づく交付書面に記載しない事項）」をご確認ください。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況 (2025年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石田 晃太	
取締役	佐久間 貴	セキュリティプロダクト事業部長
取締役	寺園 雄記	セキュリティサービス事業部長 (株)グローブテック・ジャパン取締役 (株)ASネットワークセキュリティ取締役
取締役 (監査等委員)	森 雅司	フォレストリサーチ&コンサルティング(株)代表取締役
取締役 (監査等委員)	権 浩子	子どもの食卓(株)代表取締役
取締役 (監査等委員)	森 詩絵里	インテグラル法律事務所パートナー弁護士 (株)ビジョン社外取締役 LIME(株)社外監査役 ユーズナー(株)社外取締役 (株)Warranty Technology社外監査役 デジタル・インフォメーション・テクノロジー(株)社外取締役 (株)FCE社外監査役

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 森雅司氏、権浩子氏及び森詩絵里氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 森雅司氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役 (監査等委員) 森詩絵里氏は、弁護士の資格を有し、法律に関する豊富な見識を有しております。
4. 当社は、監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
5. 当社は、社外取締役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 2025年3月27日開催の第29回定時株主総会終結の時をもって、取締役森行博氏並びに取締役 (監査等委員) 田口信夫氏、大須賀正之氏及び加藤雅彦氏は任期満了により退任しております。
7. 森詩絵里氏の戸籍上の氏名は、佐藤詩絵里であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役 (監査等委員) との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役（監査等委員を含む）、執行役員及び重要な使用人並びに子会社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により被保険者の損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報 酬 等 の 総 額	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額				対象となる 役員の員数
		基 本 報 酬	役 員 賞 与	業 績 連 動 等 報 酬	非 金 銭 等 報 酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	110百万円 (0)	67百万円 (0)	9百万円 (0)	22百万円 (—)	14百万円 (—)	4名 (0)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	13百万円 (9)	13百万円 (9)	— (—)	— (—)	— (—)	6名 (5)

- (注) 1. 上表には、2025年3月27日開催の第29回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）1名（うち社外取締役0名）及び取締役（監査等委員）3名（うち社外取締役2名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び算定方法は「③取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に関する事項 ウ. 業績連動報酬等に関する方針」に記載の通りです。当該指標を選定した理由は、当該指標を事業拡大、企業価値向上を目指すうえで目標とする経営指標として位置付けているためです。当該指標に関する実績は連結計算書類及び計算書類等に記載しております。業績連動報酬等の内容は業績連動型株式報酬であり、当事業年度において取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）4名に対して4,700株交付しております。上記には当事業年度に費用計上した金額を記載しております。
4. 非金銭報酬等の内容は譲渡制限付株式報酬であり、当事業年度において取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）3名に対して1,777株交付しております。上記には当事業年度に費用計上した金額を記載しております。
5. 2023年3月29日開催の第27回定時株主総会において、いずれも取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対して、譲渡制限付株式及び業績連動型株式の付与のために支給する金銭報酬債権として、それぞれ年額500万円以内、株式の上限をそれぞれ年40千株以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の員数は4名です。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬の額は、2023年3月29日開催の第27回定時株主

総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役は年額30百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名（うち社外取締役0名）であります。取締役（監査等委員）の金銭報酬の額は、2023年3月29日開催の第27回定時株主総会において、年額300百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の対象取締役（監査等委員）の員数は4名です。

③ 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に関する事項

当社は、2025年1月22日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下本文において「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を改定しております。当該取締役会において、監査等委員である取締役4名（うち、社外取締役は3名）が出席し、十分な議論を尽くしたうえで、決議を行っております。

取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、各取締役に期待される役割と責任を考慮し、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、代表取締役が基本方針に基づき作成した報酬案を、監査等委員会が確認し監査等委員会の同意を得たうえで最終決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

ア. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、固定報酬としての基本報酬、業績連動賞与、業績連動報酬及び非金銭報酬により構成するものとする。

なお、監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬については、その職務に鑑み、基本報酬により構成する。

イ. 基本報酬に関する方針

取締役の基本報酬は、月例の固定金銭報酬とし、役位、職責に応じて、当社の業績や使用人の給与水準等も考慮しながら定めた基準額に基づき、総合的に勘案し、決定する。

ウ. 業績連動報酬等に関する方針

取締役に對し、業績目標の達成と企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、業績連動報酬を支給する。

業績連動報酬の具体的な内容として、業績連動賞与及び、評価期間中の当社業績等の

数値目標をあらかじめ設定し、当該数値目標の達成度合い等に応じて算定する数の当社普通株式を交付する業績連動型の株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット。以下「PSU」という。）を採用する。

業績連動賞与は、原則として、会社があらかじめ定めた単事業年度の業績目標（単体営業利益及び担当部門業績等の個人目標）の達成率を評価指標とし、これに連動した金銭報酬を対象の事業年度終了後に支給する。業績連動賞与の支給額は、各々の職務の内容、役割、責任及び報酬構成割合等を考慮して定める役位別の基準額に、対象の事業年度の終了時における業績目標の達成度に応じて0～140%の間で変動する支給率を乗じた金額に基づいて決定する。

PSUは、原則として、会社があらかじめ定めた対象期間（1事業年度の業績評価期間）の業績目標（連結売上高及び連結営業利益）の達成率を評価指標とし、これに連動した報酬を評価期間終了後に支給する。PSUとして交付する株式の個人別の数は、各々の職務の内容、役割、責任及び報酬構成割合等を考慮して定める役位別の基準額に、あらかじめ定めた対象期間の終了時における業績目標の達成度に応じて0～150%の間で変動する支給率を乗じた金額に基づいて決定する。

ただし、対象取締役が法令、社内規則等の違反その他業績連動報酬を支給しないことが相当である事由に該当した場合、当社は業績連動報酬の支給は行わない。

エ. 非金銭報酬等に関する方針

株主との価値の共有を図り、中長期的な企業価値及び株主価値の向上に対する貢献意欲を引き出すため、取締役に対し、原則として任期満了時に譲渡制限を解除する業績に連動しない株式報酬（RS）を、毎年、一定の時期に付与する。付与する株式の個数は、役位、職責、株価等を踏まえて決定する。ただし、対象取締役に当社が当該株式を無償取得することが相当である事由が発生した場合、当社は当該株式を無償で取得する。

オ. 報酬等の割合に関する方針

取締役の個人別の報酬における報酬の種類別の割合については、中長期的な会社の成長や企業価値との連動制を高めるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、業績連動報酬である株式報酬（PSU）と原則として退任時に譲渡制限を解除する業績に連動しない株式報酬（RS）の割合を高めることを基本方針とする。

※取締役の報酬構成比率は、業績目標100%達成時において、基本報酬、業績連動賞与、業績連動報酬（PSU）及び非金銭報酬（RS）の割合が、概ね以下となるように設定する。

基本報酬：業績連動賞与：業績連動報酬（PSU）：非金銭報酬（RS）＝71：7：15：7

カ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会の決議により決定する。

(5) 社外役員に関する事項

社外役員に関する事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載しております「第30回定時株主総会招集ご通知（電子提供措置事項のうち書面交付請求に基づく交付書面に記載しない事項）」をご確認ください。

以上のほか、本事業報告における、以下の事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載しております「第30回定時株主総会招集ご通知（電子提供措置事項のうち書面交付請求に基づく交付書面に記載しない事項）」をご確認ください。

5. 会計監査人の状況

6. 業務の適正を確保するための体制及び運営状況の概況

7. 会社の支配に関する基本方針

連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,125,902	流動負債	3,900,213
現金及び預金	4,561,892	買掛金	176,521
売掛金	673,358	短期借入金	700,000
仕掛品	80,659	1年内返済予定の長期借入金	139,943
原材料及び貯蔵品	410,483	未払金	162,957
その他	399,508	未払費用	174,142
固定資産	814,731	未払法人税等	219,857
有形固定資産	82,297	契約負債	2,059,339
建物及び構築物	42,003	賞与引当金	88,700
工具器具及び備品	40,294	役員業績連動報酬引当金	22,400
無形固定資産	170,209	従業員業績連動報酬引当金	14,000
のれん	86,740	その他の引当金	9,800
ソフトウェア	81,583	預り金	27,663
その他	1,885	その他	104,889
投資その他の資産	562,224	固定負債	206,823
投資有価証券	315,501	長期借入金	92,063
長期前払費用	13,236	長期未払金	38,400
繰延税金資産	111,877	退職給付に係る負債	70,927
保険積立金	43,939	その他の引当金	5,433
敷金の他	62,128	負債合計	4,107,036
その他	15,541	(純資産の部)	
		株主資本	2,787,731
		資本金	65,968
		資本剰余金	902,467
		利益剰余金	2,316,420
		自己株式	△497,125
		その他の包括利益累計額	41,443
		その他有価証券評価差額金	41,443
		非支配株主持分	4,422
		純資産合計	2,833,597
資産合計	6,940,634	負債・純資産合計	6,940,634

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	5,936,430
売上原価	3,094,043
売上総利益	2,842,386
販売費及び一般管理費	1,790,782
営業利益	1,051,604
受取利息	4,927
受取配当金	2,100
受取手数料	4,028
保険解約返戻金	1,490
その他	5,814
営業外費用	1,745
支払利息	11,428
為替差損	5,156
自己株式取得費用	4,645
その他	1,619
経常利益	1,048,861
特別利益	499
投資有価証券売却益	499
特別損失	21,981
固定資産除却損	21,981
その他	1
税金等調整前当期純利益	1,027,377
法人税、住民税及び事業税	310,708
法人税等調整額	△35,516
当期純利益	752,185
非支配株主に帰属する当期純利益	449
親会社株主に帰属する当期純利益	751,735

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,887,159	流動負債	3,812,205
現金及び預金	4,398,421	買掛金	159,738
売掛金	601,311	短期借入金	700,000
仕掛品	80,659	1年内返済予定の長期借入金	119,435
原材料及び貯蔵品	410,482	未払金	146,172
前渡金	317,577	未払費用	164,819
前払費用	53,934	未払法人税等	215,283
その他	24,771	契約負債	2,059,339
固定資産	857,981	賞与引当金	86,150
有形固定資産	81,523	役員業績連動報酬引当金	22,400
建物及び構築物	41,229	従業員業績連動報酬引当金	14,000
工具器具及び備品	40,294	その他の引当金	9,800
無形固定資産	83,469	預り金	22,130
ソフトウェア	81,583	その他	92,936
その他	1,885	固定負債	128,367
投資その他の資産	692,989	長期借入金	22,240
投資有価証券	315,501	長期未払金	38,400
関係会社株式	157,715	退職給付引当金	67,727
長期前払費用	4,509	負債合計	3,940,572
繰延税金資産	111,862	(純資産の部)	
保険積立金	34,749	株主資本	2,763,125
敷金の他	60,961	資本金	65,968
その他	7,689	資本剰余金	902,467
		資本準備金	15,968
		その他資本剰余金	886,499
		利益剰余金	2,291,814
		その他利益剰余金	2,291,814
		繰越利益剰余金	2,291,814
		自己株式	△497,125
		評価・換算差額等	41,443
		その他有価証券評価差額金	41,443
資産合計	6,745,141	純資産合計	2,804,568
		負債・純資産合計	6,745,141

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	5,601,866
売上原価	2,821,361
売上総利益	2,780,505
販売費及び一般管理費	1,751,555
営業利益	1,028,950
受取利息	4,877
受取配当金	2,100
受取手数料	4,028
保険解約返戻金	1,490
その他	4,614
営業外費用	1,339
支払利息	10,702
支替差損	5,156
自己株式取得費用	4,645
その他	1,619
経常利益	1,025,276
特別利益	499
投資有価証券売却益	499
特別損失	21,981
固定資産除却損	21,981
その他	1
税引前当期純利益	1,003,792
法人税、住民税及び事業税	300,766
法人税等調整額	△35,516
当期純利益	738,542

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月17日

株式会社 網屋
取締役会 御中

仰星監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 岩 淵 誠
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 三 島 陽
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社網屋の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社網屋及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2026年2月17日

株式会社 網屋
取締役会 御中

仰星監査法人

東京事務所

指定社員	公認会計士	岩	渕	誠
業務執行社員				
指定社員	公認会計士	三	島	陽
業務執行社員				

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社網屋の2025年1月1日から2025年12月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第30期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月18日

株式会社網屋 監査等委員会

監査等委員 森 雅 司 印

監査等委員 権 浩 子 印

監査等委員 森 詩 絵 里 印

(注) 監査等委員森雅司、権浩子及び森詩絵里は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、これまで企業価値の継続的な向上を図るとともに、株主の皆さまに対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置付けてまいりました。そのようなことから、当社は将来における安定的かつ継続的な事業成長、M&A への積極的な投資並びに、経営環境の変化への対応のために必要な内部留保資金を確保しながらも、経営成績に応じた株主への利益還元を継続的に行うことを方針としております。

当社では時価総額 300億円を配当開始の一つの目安としてまいりましたが、近年、データセキュリティ事業、ネットワークセキュリティ事業の両事業が安定した成長軌道にあるとともに、利益率が向上し、中長期的な企業価値向上に向けた成長投資を継続的に行いつつも、安定的かつ継続的に利益の創出が可能な状態にあることなどを総合的に勘案し、剰余金の配当を開始することが適切と判断いたしました。

当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金15.73円 総額 133,922,137円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年3月27日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1 再任	石田 晃太 1972年9月26日生	2002年3月 当社入社 WCM事業部マネジャー 2006年4月 当社 営業本部2グループゼネラルマネジャー 2008年4月 当社 SAプロダクト事業部長 2008年6月 当社 取締役SAプロダクト事業部長 2009年4月 当社 取締役営業本部長兼マーケティング本部長 2014年3月 当社 常務取締役営業本部長兼マーケティング本部長 2020年3月 当社 代表取締役社長（現任） (重要な兼職)	1,116,456株
<取締役候補者とした理由> 石田晃太氏は、代表取締役の立場で当社の企業価値向上に貢献しております。同氏は、経営に関する豊富な経験と実績、経営環境に関する深い理解と見識を有しております。			
2 再任	佐久間 貴 1976年7月30日生	1999年4月 (株)コスメディア入社 2014年10月 同社 取締役ITソリューション本部長 2015年4月 同社 常務取締役ITソリューション本部長 2017年4月 同社 常務取締役イノベーション事業部長 2019年4月 当社入社 監査プロダクト営業部長 2020年1月 当社 執行役員データセキュリティ事業部長 2021年3月 当社 取締役データセキュリティ事業部長 2023年8月 (株)グローブテック・ジャパン取締役 2025年1月 当社 取締役セキュリティプロダクト事業部長 (現任) (重要な兼職)	54,228株
<取締役候補者とした理由> 佐久間貴氏は、セキュリティプロダクトの責任者としての取締役の立場で当社の企業価値向上に貢献しております。同氏は、経営に関する豊富な経験と実績を有しております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3 再任	寺園 雄記 1977年3月7日生	2001年11月 当社入社 2008年4月 当社 サービス事業部S情報基盤部長 2009年4月 当社 営業本部営業4部長 2011年4月 当社 営業本部営業2部長 2012年4月 当社 営業本部東日本営業部長 2019年2月 当社 営業本部IT基盤ソリューション営業部長 2020年1月 当社 執行役員ネットワークセキュリティ事業部長 2021年3月 当社 取締役ネットワークセキュリティ事業部長 2024年11月 (株)グローブテック・ジャパン取締役(現任) 2025年1月 当社 取締役セキュリティサービス事業部長(現任) 2025年6月 (株)ASネットワークセキュリティ取締役(現任) (重要な兼職) (株)グローブテック・ジャパン取締役 (株)ASネットワークセキュリティ取締役	54,230株
<取締役候補者とした理由> 寺園雄記氏は、セキュリティサービスの責任者としての取締役の立場で当社の企業価値向上に貢献しております。同氏は、経営に関する経験と実績を有しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当社の取締役を含む被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

定時株主総会会場ご案内図

会場 日本橋浜町Fタワープラザ 3階
東京都中央区日本橋浜町3-22-1

交通	都営地下鉄	● A	新宿線	浜町駅		A2番出口より徒歩4分
	東京メトロ	● B	半蔵門線	水天宮前駅		5番出口より徒歩5分
	東京メトロ	● C	日比谷線	人形町駅		A2番出口より徒歩8分
	都営地下鉄	● D	浅草線	人形町駅		A3番出口より徒歩9分



※駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。